

質問回答

2024年4月15日

「マダガスカル国鉱物資源人材育成に係る情報収集・確認調査(QCBS方式—ランプサム型)」
(公示日:2024年3月27日/調達管理番号:23a01004)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.11 第3条 調査 の内容	調査対象分野について、幅広い分野の人材の関与が予定されておりますが、業務量の目途「約12.11人月」はどのような構成メンバーをイメージされていますか？	担当職種・人員構成等含め投入計画それ自体が評価の対象となりますので、弊機構側から構成イメージは提示いたしません。
2	P.14 第4条 調査 の内容、(6) パイロット活 動	「(パイロット活動の)詳細は本調査の実施途中において提案を求めるとありますが、提案するパイロット活動の内容が、要員の対象分野外であった場合(例えば機械・電気電子など)、新たな要員、およびその費用を追加することはできますでしょうか。	提案されるパイロット活動の内容が、要員の対象分野外であった場合において、新たな要員、およびその費用を追加する想定はしていません。 提案頂くパイロット活動は、その実施に係る技術的専門性を現地再委託等で担保頂くものと考えております。

3	P.14 第5条 報告書等	「最終報告書：CD-R3枚」となっておりますが、冊子として印刷した報告書は作成・提出する必要がない、という理解でよろしいでしょうか。	その理解で問題ございません。
4	P.18 2. 業務実施上の条件、 (3) 現地再委託について	「業務対象国・地域の現地法人」の「業務対象国・地域」は「マダガスカル国及びパイロット活動を実施する第三国」という理解でよろしいでしょうか。	その理解で問題ございません。
5	P.21 4. 見積書作成にかかる留意事項、 (4) 定額計上について	「他国協力事例視察に係る経費」は、調査チーム（日本人業務従事者及び現地スタッフ）だけの費用ということでしょうか。マダガスカル国関係者の旅費（航空賃、日当・宿泊費）は含まれない、別途手当てされる、になりますか。	「他国協力事例視察に係る経費」は、マダガスカル国関係者の旅費（航空賃、日当・宿泊費）が対象です。 調査チームの「事例視察」に係る渡航は、「第3章2. (2) 2) 渡航回数 の 目 途 全 15 回」の内数に含む想定です。
6	P.21 4. 見積書作成にかかる留意事項、	「他国協力事例視察に係る経費」には「日当・宿泊費」と記されていますが、「この視察中（約2	「他国協力事例視察に係る経費」は、マダガスカル国関係者の旅費（航空賃、日当・宿泊費）が対象です。 上記 5.回答通りですので、「日当・宿泊料」も同様、本邦と視察地との間での外国旅費扱いとし

	(4) 定額計上について	週間分)」の調査チーム(日本人業務従事者及び現地スタッフ)の「日当・宿泊費」については、見積書において定額計上分として分けて、見積り金額としては計上しないということによりよろしいでしょうか。	で「上限額」内でお考え下さい。
7	P.21 4. 見積書作成にかかる留意事項、(4) 定額計上について	「他国協力事例視察に係る経費」として、航空賃、日当・宿泊費しか記載がありませんが、その他の経費(車両関係費、通訳費、謝金など)は含まれておらず、一般業務費に計上するという理解でよろしいでしょうか。	「他国協力事例視察に係る経費」の中には、ご指摘の「その他経費」も含むものとご理解下さい。
8	P.21 4. 見積書作成にかかる留意事項、(4) 定額計上について	「パイロット活動実施に係る経費」では「現地再委託費」となっていますが、本研修活動は第3国で実施することとなり、マダガスカル国関係者の旅費等は(航空賃、日当・宿泊費)含	「パイロット活動実施に係る経費」の中にマダガスカル国関係者の旅費等を含みます。またパイロット活動の一部もしくは全部を現地再委託とすることを可とします。調査チームの「パイロット活動実施」に係る渡航は、上記 5.に準じ、「第3章 2. (2) 2) 渡航回数 の目途 全 15 回」の内数に含む想定です。

		まれているのでしょうか。 もし、この研修に調査チーム(日本人業務従事者及び現地スタッフ)が同行する場合は、その航空賃は本経費に含まれるのでしょうか。	
9	プロポーザル作成ガイドライン P5 イ)要員計画	業務主任が46才未満であった場合でも業務監理グループを組むことは可能でしょうか？ (若手育成加点が付かないことは理解しています)	業務管理グループを結成に際しては、構成員の年齢は問いません。但し、若手育成加点の有無はその構成次第となります。
10	プロポーザル作成ガイドライン P5 イ)要員計画	報酬の対象に予定している業務主任、副主任以外のチーフアドバイザーは評価対象者に該当しますか？	評価対象者は企画競争説明書にある通り、業務主任者(業務管理グループを結成する場合は、これに加えて副業務主任者)となります。
以上 4/8 回答			
11	プロポーザル作成ガイドライン P39 3.業務従事者にか	自社で雇用していない大学等の研究者をチーフアドバイザーとして業務従事者(専任の技術者)に参画させることは	自社で雇用していない業務従事者(「専任の技術者」ではない者)を配置することは可能です。但し、この場合は「補強」という扱いになります。 (ミヨシ修正案) 自社で雇用していない業務従事者を配置することは可能です。

	かる制限等	可能でしょうか？	但し、この場合は「専任の技術者」ではなく「補強」扱いになります(ので、同意書を得て下さい)。 * 最新の「プロポーザル作成ガイドライン 2024 年 4 月版」 https://www.jica.go.jp/Resource/announce/manual/guideline/consultant/glkrijk0000006cf5-att/proposal_guidelines.pdf P.6 記載。
12	プロポーザル作成ガイドライン P39 3.業務従事者にかかる制限等	上記対応が不可場合は、個人コンサルタントとして大学等の研究者をチーフアドバイザーとして配置するのでしょうか？	個人コンサルタントで「補強」として配置することは可能です。 * 同上 P.38。
13	プロポーザル作成ガイドライン P39 3.業務従事者にかかる制限等	個人コンサルタントとして大学等の研究者をチーフアドバイザーとして配置する場合は、一般管理費等の計上が認められず報酬金額の 65% の額が上限になりますか？	ご理解のとおりです。 * 同上 P.40。
14	プロポーザル作成ガイドライン P39 3.業務従事者にか	調査分析のサポートとして大学等の研究者を「国内再委託」として計上することは可能でしょうか？	大学等の研究者を業務従事者としてコンサルタントチームの内部に取り込むのではなく、国内再委託として外部化することは可能です。 再委託にあたっては、「コンサルタント契約等における現地再委託契約ガイドライン(2022年10月)を参照してください。(同ガイドライン p8 において、国内再委託契約への準用は可としています)

	かる制限等		ent_202210_guide.pdf (jica.go.jp)
15	プロポーザ ル作成ガイド ライン P39 3.業務 従事者にか かる制限等	自社で雇用していない 大学等の研究者をアド バイザーとして参画させ る一般的なスキームを ご教示いただけますで しょうか？	自社で雇用していない大学等の研究者を要員として配置する場合、以下の方法があります。 ①当該研究者を、個人コンサルタントとして「補強」する。 ②当該研究者の所属先と共同企業体を結成する(この場合は、当該研究者は「自社雇用の専任技術者」となります)。
以上 4/15 回答			

以上